

部落差別のない社会 をめざして

～あなたとわたしの未来のために～

鳥取県同和対策協議会・鳥取県

部落差別による人権問題が今なお起きています

「同和地区出身という理由で、彼女と結婚することができなかった」 (30代男性)

これは、部落解放同盟鳥取県連合会が2017年度に行った被差別体験聞き取りの際に実際にあった事例です。

あなたは、この事例についてどう思いますか？

結婚に際して、〇〇地区出身ということで、二人の仲が引き裂かれています。

私たちの社会は、人ととの関係で成り立っていますが、差別は、人ととの関係をも断ち切ってしまいます。そこで、あらためて、部落差別をなくし、一人一人の人権が尊重される社会をつくるために、一緒に考えていきましょう！

目次

第1章【はじめに】部落差別とは

①部落（同和地区）とは？	3
②部落差別（同和問題）とは？	3
③部落差別の歴史的経過	3～4
④差別解消をめざした取組	5

第2章【それなのに】部落差別の現実

①部落地名総鑑事件	7
②身元調査と戸籍不正取得事件	8
③「ネット社会」で深刻化する差別	9
④身近で起きてる差別	10

第3章【それでは】差別をなくすために、私たちができること

①差別をなくすために…あなたも一歩を踏み出してみませんか？	11
②部落差別の解消を推進する法律の施行	12

《資料等》

- ・関連年表
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」条文（裏表紙）

部落差別について知っていることは？

★ 下の表の言葉で、あなたが知っていることはありますか？

知っている内容や印象を書いてみましょう。

言葉	知っている内容・印象	参考ページ
同和対策審議会答申		P 6
教科書無償化運動		P 6
部落地名総鑑		P 7
統一応募用紙		P 7
身元調査		P 8
本人通知制度		P 8
部落差別解消推進法		P 12

第1章 【はじめに】部落差別とは

①部落（同和地区）とは？

「部落」は、もともと「集落」を表す語として一般的に用いられています。一方で、「被差別部落」を略して「部落」と呼ぶことも広く一般化しています。

被差別部落とされた集落（地区）のうち、国が行った同和対策事業（道路、住宅等をはじめとする環境改善を図る事業）の実施対象となった集落（地区）が行政用語で「同和地区」と呼ばれるようになってきた経緯から一般的には、「被差別部落」「部落」と「同和地区」という語が混用され、使用されているようです。

②部落差別（同和問題）とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現代社会においても、被差別部落（同和地区）と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、我が国固有のもっとも深刻にして重大な社会問題です。

③部落差別の歴史的経過

◆部落差別の起源

部落差別の起源については、さまざまな学説があります。

古来、人々は天変地異などの災いを「ケガレ」（＝日常が壊れたこと）と考えており、日常を回復する「キヨメ」が必要であったことから、葬儀や法要、祭礼などで様々な役割に携わる人がいました。こうした、なにか特別なことに携わる人々に対する畏怖（おそれ）の意識が、やがて、ケガレに関わる人に対する賤視（見下し、さげすむ意識）となっていったと言われています。

中世（鎌倉、室町時代）には、牛馬の解体などに伴う皮革業や神に奉仕する芸能や庭園造りなど、特定の職業能力をもつ人々が次第に賤視され、差別をされるようになったと考えられています。

しかし、戦国時代には、そういう人々の中から大名になる者が現れるなど、身分は流動的であったようです。

その後、豊臣政権期に検地や刀狩りによって身分の再編成が進められ、江戸時代になると身分制社会が成立しました。

身分は、大きく武士、百姓、町人に分かれ、それとは別に被差別身分の人々がいました。被差別身分の人々は、幕府や藩により住居や職業を制限されるとともに、服装をはじめ様々な制約を受けました。こうして部落差別は、人々の中にあった賤視観などを基盤として、江戸時代の中期頃に制度的に確立し、固定化されていったのではないかと考えられています。

◆明治政府による「太政官布告（解放令）」

明治維新によって徳川幕府の時代が終わり、明治政府は、1871（明治4）年に太政官布告（いわゆる「解放令」）を出し、「今後、身分・職業とも平民同様たるべきこと」として、江戸時代までの身分制度を廃止しました。

これにより差別を受けていた人びとは、封建時代のもとで受けていた身分差別から制度上は解放されることになりました。

しかし、この太政官布告は、蔑称を廃止し、身分と職業が平民のみに扱われることを宣言したにとどまり、被差別部落の人びとが差別と貧困から解放されるための実質的政策は、伴っていませんでした。

そうした中、江戸時代に課されていた行刑役（罪人の逮捕・捜査・刑の執行など）の代わりに金銭での税負担が始まり、これまで担ってきた特有の仕事が新規参入により減る一方で他の仕事に就くこともできず、急速に生活が困窮化しました。

④差別解消をめざした取組

◆水平社の創立と水平社宣言

1918（大正7）年におきた米騒動をきっかけに、人々の生活上の権利を求める動きが盛んになりました。そして、大正デモクラシーのうねりが高まるにつれ、被差別部落の人々は、人間の自由や平等についての認識を深め、自らの力で部落解放をめざしました。

1922（大正11）年3月、被差別部落の人々は、差別からの解放を求めて、全国水平社を創立しました。

その中心になったのは、部落差別の不当性を社会に訴えるとともに、自ら立ち上ることが大切さを自覚した阪本清一郎や西光万吉、駒井喜作らの被差別部落の青年たちでした。

創立大会は京都市の岡崎公会堂で開かれ、各地の被差別部落を代表した3,000人余りの人々がかけつけました。

大会の中で読み上げられた「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる「水平社宣言」は、被差別当事者の立場から出された人権宣言として世界的に稀有なものであり、日本における初めての人権宣言であると言われています。

◆日本国憲法の制定と部落解放運動

日本が第二次世界大戦の戦時体制を強める中で、水平社は解散せざるをえませんでした。

しかし、戦後水平社の精神は受け継つがれ、新しい憲法のもとでの部落解放運動に大きな力となりました。1946（昭和21）年2月には、水平社の運動を受け継いた部落解放全国委員会が結成されました。

そして、同年11月には、基本的人権の尊重を基本原則の一つとした日本国憲法が制定されました。

（日本国憲法）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

◆同和対策審議会答申

部落解放運動の高まりのなかで、国は1961（昭和36）年内閣総理大臣の諮問機関として「同和対策審議会」を設置し、4年間にわたる審議を経て、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」が内閣総理大臣に提出されました。この中で、部落差別は、人権侵害の最たるものであり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。一日も早くなくさなければならない課題であるとし、「同和問題の早期解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である」と明記されました。

そして、

- ① 立法措置の必要性
- ② 差別に対する規制
- ③ 差別による格差是正

に取り組むことの必要性について示しました。

同和対策審議会答申を受け、1969年からは特別措置法などが施行され、住宅や道路などの環境、福祉の向上、教育・労働などの問題を改善していく特別対策事業が実施され、同和地区における物的な面での生活環境は大きく改善されました。

同和対策特別措置法を根拠とした特別対策は2002年3月に終了し、以後の事業については、一般対策として取り組むことになりました。このとき、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行は、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないことを、国や県の姿勢として示しています。

◆小学校・中学校の教科書無償化

1950年代、部落差別を背景に子どもたちが学校に通えなかったり、学校を休んで働いたりなど学校で勉強することができないことがありました。

当時、教科書は新学期を迎える前に各家庭でそろえることになっており、すべて新しい教科書をそろえると小学校でおよそ700円、中学校で1,200円必要であり、当時の収入を考えると大変な出費でした。

我が家には、「新しい教科書を持たせてやりたい」「学校で勉強をさせてやりたい」という思いから教科書等の無償化運動が全国で進められ、その中でも代表的な取組が高知県長浜地区で行われました。長浜地区では教師と学習会を行っていた母親たちが中心となり、学習を重ねる中で日本国憲法に保障された「教育を受ける権利（第26条）」を実現しようと要求し、多くの署名も集まりました。教育を受ける権利を根拠にしたその要求の正しさが多くの人々に支持されたのでした。そして校区の様々な団体にも働きかけて教科書をタダにする会を結成し、紆余曲折を経ながらねばり強く運動を続けたのでした。

その後、義務教育の教科書について無償とすべきとの声は高まり、国会でも大きな問題としてとりあげられ、1963（昭和38）年には「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。1964年度から1969年まで小学校低学年から順次、全国の小中学校の教科書が無償提供されることになりました。

第2章【それなのに】部落差別の現実

差別は形態を変えながら今も起きていますが、見えづらくなってきています。

①部落地名総鑑事件

部落地名総鑑事件が1975年に発覚しました。

部落地名総鑑とは、同和地区あるいは被差別部落の地名を一覧化した文書、書籍の総称です。1975年11月にこれらの書籍が販売され、企業等が購入していたことが明らかとなりました。この図書を購入した人は、大半は企業で、一部個人が含まれていたこと、企業の購入動機としては採用にあたって、部落出身者かどうか調査するためであったこと、個人が購入した動機は子どもの結婚相手が部落出身者でないかどうかを調べるためにあったことなどが判明しています。

このような行為は差別行為であり、国は、この図書を差別図書として回収し焼却処分しました。この事件を契機に、よりいっそう就職における差別をなくす取組が進められるようになりました。

公正採用選考
ハンドブック



《公正採用選考ハンドブック》(鳥取県ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/99646.htm>

◆就職差別をなくすための統一応募用紙の取組

1968年、奈良県内の同和地区出身の高校生から県内企業の就職差別の現実が提起されました。

それを契機として、それまで企業が新規高卒者の採用で使用していた応募書類（いわゆる社用紙）には、思想、宗教、家庭の資産、家族の学歴・職業、家族関係等、就職差別につながる恐れのある事項が多く含まれていることが明らかとなりました。

この事案は、採用は本人の適正と能力に応じて判断すべきことという考え方を確立し、「社用紙」等からの差別につながる恐れのある項目を削除する「統一応募用紙」の取組が始まり、1973年には「全国統一応募用紙」が制定されました。

1997年には、本籍地・家族構成・色覚欄・胸囲欄、2005年には、保護者氏名欄などが削除されました。

今日においても、統一応募用紙改訂の取組は続けられています。

②身元調査と戸籍不正取得事件

◆住民票の写し等の不正取得が発覚

2011年に東京の法務事務所の実質経営者らが、全国の市町村から戸籍の謄抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、それらが犯罪などに利用されていた事件が発覚しました。

この事件では、鳥取県の自治体からも35件の住民票の写し等が取得されていました。

この不正取得の背景には、相手に気づかれないように相手の身元を調べることを調査会社等に依頼する人がいるという事実があります。

差別や偏見意識に基づき、本人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

また、偽造委任状による戸籍謄本等の不正取得は、有印私文書偽造という犯罪でもあります。

◆「身元調査お断り運動」

「身元調査とは」…相手のことを相手に知られないように調べること。調べ方は住民票等を不正に取得、聞き合わせをするなどあります。鳥取県では、このような行為は人権侵害に当たるということで「身元調査お断り運動」を展開しています。

◆「本人通知制度」について

本人通知制度は、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

鳥取県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江府町及び智頭町を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります(2018年現在)。

※詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。

本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから不正取得を抑止する効果が期待されます。

③ 「ネット社会」で深刻化する差別

誰もがインターネットで簡単に情報の入手や発信ができる便利な「ネット社会」になりましたが、それと同時に、ネットを利用して悪質な差別行為も簡単に行われるようになりました。

ネットは匿名性が高いため、モラルが下がり、差別的書き込みが行われやすい傾向があり、また、根拠のないデマ情報ほど拡散が早い傾向が指摘されています。

一旦拡散すると、削除が困難なことから、被害の救済が難しく深刻化しています。

その影響は「ネット上」に留まらず、ネット上の根拠のない情報を信じて、「現実世界」で、特定の人種や民族に対する差別的言動を繰り返すヘイトスピーチ（差別扇動）のデモ行為や脅迫行為に及ぶこともあります、大きな問題になっています。

ネット上の根拠のない情報等に対して、正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。



◆ 「全国部落調査」復刻版事件

2016（平成 28）年に神奈川県の出版社が 1975 年に大問題となった「部落地名総鑑」の原典を利用して、「全国地名総鑑の原典 復刻版」を発行し、インターネットで予約購入を呼び掛ける事案が発生しました。

横浜地裁は出版禁止の仮処分を下しましたが、その後も、そのデータをネットオークションに出したり、被差別部落の情報や当事者の個人情報等をインターネットに掲載するという、差別を助長する行為が続いており、被差別部落の人の自宅に脅迫ハガキが送られるなどの被害が起きています。

④身近で起きている差別

日常生活や結婚に際してなど、いろいろな場面でいまだに差別が起きています。

差別された人以外にも、差別した人自身や周りにどのような影響を及ぼしているか、考えてみましょう。

～県の差別事象検討小委員会※に報告のあった事例を抜粋～

【差別落書き】

- ・新しく分譲宅地として売り出されていた場所に赤とピンクのインクスプレーで被差別部落の人と障がいのある児童生徒を差別用語で誹謗中傷する内容が家屋の壁、看板、電柱、県道の路上など6箇所に書かれていた。(2013年)
- ・駅のトイレの個室の内側壁面3箇所に鉛筆で「同和」と判別できる落書きがあった。(2017年)
- ・部落差別に係る差別的内容が記載（自筆）された紙が、住宅街にある市道上の電柱及び公園内の電柱に貼られていた(2018年)

【土地差別】

- ・役場の人権担当課に男性から電話があり、ある地区名を挙げて、引っ越す予定があり、住む場所の判断材料にしたいので、そこが同和地区かどうか教えてほしいという問合せがあった(2016年)
- ・不動産業者店長が役場の人権担当課を訪れ、市内の〇〇地区は同和地区かどうかなど尋ねた。(顧客からの問い合わせがあったため)(2017年)

【差別発言】

- ・教員採用試験について「〇〇という受験生がいるが知っているか。家族が同和のどうのこうの言っている。このようなものを合格させるな」という電話が県教育委員会にあった(2014年)
- ・ある事業所の従業員の一人が事業所内において同和地区出身者を見下す内容の差別発言をしていた。その発言を聞いた他の従業員が本人に注意し、また、事業所の上部組織に対して社内に差別がある旨のメッセージを伝えたが、会社側の対応も不十分だと感じ、運動団体に告発した。(2015年)

【その他】

- ・役場及び県庁のホームページの「お問合わせフォーム」に「部落民の採用を止めてほしい」との内容が送信された(2017年)

※差別事象検討小委員会・・・鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行うために平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として設置された委員会。

第3章【それでは】差別をなくすために、私たちができること

①差別をなくすために…あなたも一歩を踏み出してみませんか？

差別をなくすことは、人権尊重社会を築くこと。

その取組をしている多くの仲間がいます。

ぜひ、あなたも一歩を踏み出しませんか？

◆まず、どのような差別が身近なところで起きているか知ろうとすること

当事者は声を上げづらいため、差別の被害が表面化しにくい。（「差別の沈黙効果」）

- ・差別の被害を訴えることは、自らが部落出身であることを公にすることになる。
- ・差別で受けた心の傷が大きいほど相談しづらい。（自分の胸にしまっておく）
⇒当事者が差別を訴えられないところに、差別の厳しさがあります。

○差別は見ようとしなければ見えません。

⇒だからこそ、学びの取組が大切です。

◆正しい知識を持つう

根拠のないうわさ話やネット上の情報等に対して、正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。

正しい知識を持つためには、学び続けることが大事です。学校や職場、地域等で開催される人権・同和問題の研修会、講演会、小地域懇談会などに積極的に参加しましょう。

ネットでの情報は、まずそれが正しい情報かよく確かめることが必要です。

むやみに拡散しないこと。

正しい知識は、誤った情報に惑わされないための「ワクチン」に例えられます。



◆もし差別に遭遇したら・・・？

差別に遭遇したとき、見聞きしたとき「それっておかしくない？」って言ってみませんか？あなたの気づきを伝えてください。

あわせて「どうしてそう思ったのか」を尋ねるのもよいかもしれません。

また、不満や抑圧を抱えていることが原因で、相手を攻撃したり、優位に立とうとして発した言動かもしれません。その場合、その人が抱えている課題にも目を向けることも、根本的な問題の解決に大事な視点だと思います。

②平成 28 年 12 月 部落差別の解消を推進する法律の施行(条文は裏表紙)

法律の視点が国民・社会に向けられ、当事者対策から意識・社会変革の発想に変わりました

■ポイント1 「部落差別の存在」を明記した

「現在もなお部落差別が存在」と明記し、今もなお、部落差別が存在することを認めた。

■ポイント2 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化

全国部落調査復刻版販売事件、個人情報の晒し^{さら}、掲示板での差別を助長する書き込み等、「ネット社会」の到来により、部落差別の状況が深刻化していることを示した。

■ポイント3 「部落差別の解消」自体が目的になった

「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記し、部落差別の解消そのものを目的とした。

■ポイント4 国・地方公共団体の責務を定めた

【国・地方公共団体の責務】

- ①部落差別の解消に関し、当該地域の実情に応じた施策
- ②相談体制の充実
- ③教育・啓発の実施
- ④部落差別の実態に係る調査※ ※4は、国が地方公共団体の協力を得て実施

人権は新たなステージへ

2016(平成28)年に差別を解消するための3つの法律が施行されました。

『部落差別解消推進法』

部落差別の解消の推進に関する法律（上記）

『障害者差別解消法』

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

『ヘイトスピーチ解消法』

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律です。

【おわりに】

～ 一人一人が大切にされる社会をめざして ～

鳥取県がめざす、人権尊重社会…。人が大切にされる社会。
誰もが生きやすい社会。皆さんとともに築いていきたい。
あなたの心に、この思いが届きますように…。

差別的言動は、差別を受けた人を傷つけるだけではありません。

結婚差別で子どもの結婚を認めず、子どもと10年以上縁を切った人は、子どもやかわいい孫と過ごす大切な10年間を失ったと言えます。

偏見にとらわれて差別をすることで、差別した人も、大事な人間関係や豊かな時間を失うことになります。その意味で、差別は全ての人を不幸にすると言えます。

差別は人間が作り出したものである以上、人間の手で解消できるはずです。

部落差別解消推進法は、今の社会のあり方、それを構成している私たち一人一人に、「自らのあり方」や「誰もが幸せに生きられる社会をつくること」について問いかけています。

マザーテレサの言葉「大海の一滴」より

私たちのすることは
大海のたった一滴の水に
すぎないかもしれません

でも
その一滴の水が集まって
大海となるのです

資料等

関連年表

年	出来事
1871（明治4）	・「解放令」（太政官布告）が布告
1922（大正11）	・「全国水平社」創立大会が開催
1923（大正12） 1924（大正13）	・県内各地に水平社が設立される。
1947（昭和22）	・日本国憲法施行
1953（昭和28）	・厚生省（当時）が隣保館設置についての予算を計上。（戦後初の同和対策に関する国家予算） ・「全国同和教育研究協議会」の結成
1965（昭和40）	・同和対策審議会が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策を答申（同対審答申）
1969（昭和44）	・同対審答申を受け「同和対策事業特別措置法」制定（以降2002年まで特別対策事業を実施） ・義務教育用教科書無償化が完全実施
1975（昭和50）	・部落地名総鑑事件発覚
1996（平成8）	・「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
2000（平成12）	・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2002（平成14）	・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効 ・「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」閣議決定（2011年一部変更）
2016（平成28）	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【障害者差別解消法】（4月施行） ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」【ヘイトスピーチ解消（対策）法】（6月施行） ・「部落差別の解消の推進に関する法律」【部落差別解消（推進）法】（12月施行）

【参考文献】

○「同和問題と人権」（発行 公益財産法人人権教育啓発推進センター 2017年）

○NPO法人ニューメディア人権機構「ふらっと」ホームページ

・ふらっと人権情報ネットワークHP http://www.jinken.ne.jp/flat_special/2007/09/post_3-5.html

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)

2016(平成28)年12月16日施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する國民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

編集・発行

2019年6月発行

◆編集・発行 烏取県同和対策協議会・烏取県

(烏取県同和対策協議会事務局)

〒680-8570 烏取県烏取市東町1-220

鳥取県人権局内

電話 (0857) 26-7073

ファクシミリ (0857) 26-8138

電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

